

○認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し

(第 19 条の 14 第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

平成 30 年 10 月 24 日

処分基準

平成 30 年 10 月 24 日作成

法令名	古物営業法施行規則
根拠条項	第 19 条の 14 第 1 項
処分の概要	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第 19 条の 12、第 19 条の 5 第 2 号から第 5 号まで又は第 7 号(外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)、第 19 条の 6(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準) 古物営業法第 22 条第 4 項、第 3 項(認定外国古物競りあっせん業者に対する報告徴収)
処分基準	古物営業法施行規則第 19 条の 14 第 1 項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定外国古物競りあっせん業者に帰責事由がない場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・法人の責めに帰することのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第 19 条の 12 において準用する規則第 19 条の 5 第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会